

第五十一回国 参議院通信委員会會議録第五号

(一一三)

昭和四十一年二月二十四日(木曜日)
午前十時四十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 田中 一君
理事 植竹 春彦君
新谷寅三郎君
西村 尚治君
光村 甚助君

委員 小沢久太郎君
古池 信三君
迫水 久常君
白井 勇君
寺尾 豊君
谷村 貞治君
久保 等君
鈴木 強君
野上 元君
横川 正市君
田代富士男君
石本 茂君
鈴木 市藏君
那 祐一君

政府委員 郵政大臣 那 祐一君
郵政政務次官 亀岡 高次君
郵政大臣官房長 鶴岡 寛君
郵政省電気通信監理官 畠山 一郎君
郵政省電気通信監理官 野口 謙也君
郵政省郵務局長 長田 裕二君
郵政省郵務局員 倉沢 岩雄君

事務局側 常任委員会専門員

説明員

郵政省貯金局長 北 雄一郎君
日本電信電話公社総裁 米沢 滋君
日本電信電話公社副総裁 秋草 篤二君
日本電信電話公社総務理事兼技師長 佐々木卓夫君
日本電信電話公社営業局長 武田 輝雄君
日本電信電話公社施設局長 北原 安定君
日本電信電話公社建設局長 大谷 昌次君
日本電信電話公社経理局長 中山 公平君

本日の会議に付した案件

○郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査
(郵政省の所管事項に関する件)
(日本電信電話公社の事業概況に関する件)

○委員長(田中一君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

まず、委員長及び理事打合会の協議事項について御報告いたします。

本日の委員会においては、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案及び郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由の説明を聴取した後、郵政省所管事項について郵政当局及び日本電信電話公社

に対し、質疑を行なうことになりましたので、御了承願います。

○委員長(田中一君) それでは、これより議事に入ります。

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案及び郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案を便宜一括して議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。那郵政大臣。

○郵政大臣(那祐一君) ただいま議題となりました郵便振替貯金法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

まず改正の第一点は、口座振替の料金並びに小額の払い込み及び払い出しの料金を引き下げるとともに、払い込み書用紙等の売り渡し代金を廃止し、郵便振替貯金の利用を増進しようとするものであります。

第二点は、郵便振替貯金は、送金及び債権債務の決済の手段でありまして、口座の現在高に対する利子のつけ方は、月中の最低現在高に対して利子をつけるという特殊な利子計算方法をとっており、現在実質的な支払利子率は、九厘三毛程度となつてゐる実情でありますので、この際、郵便振替貯金の利子を廃止しようとするものであります。

なお、これに伴ひまして、郵便振替貯金の名称を「郵便振替」に改めようとするものであります。

次に、郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

現行の郵便切手類及び収入印紙の売りさばき人に対して支払う売りさばき手数料の率は、昭和三十七年四月に改正されて今日に至つたものでありますが、その後における労賃その他の諸経費の増

加及び売りさばきの実情を勘案いたしまして、適正なものに改めようとするものであります。

改正内容は、第一に、売りさばき人の買い受け月額のうち、一万円以下の金額に対する手数料の率を百分の八から百分の九に、一万円をこえ十

万円以下の金額に対する手数料の率を百分の四から百分の五に引き上げようとするものであります。

これによりまして買い受け月額が十万円以下の売りさばき人はもちろん、それが十万円をこえる売りさばき人につきましても、買い受け月額のうち十万円以下の金額に対しては手数料が増加することになるものであります。

第二に、買い受け月額が少ない売りさばき人に対し一定の手数料を保障するため、従来買い受け月額三千円未満のものについては三千円とみなしておりましたが、その額をそれぞれ五千円に引き上げようとするものであります。

これは、小額の郵便切手及び収入印紙の売りさばきが多くて、買い受け額が少ないわりに多大の手数を要してゐる売りさばき人の労に報いようとするものであります。

以上がこの両法律案の提案理由であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(田中一君) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。

両案の質疑は、後日に譲ることといたします。

○委員長(田中一君) 次に、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査を議題といたします。

御質疑のある方は、順次御発言願います。

○野上元君 きょうは郵政事業全般にわたつての質問ということではなくして、ほんの一部について質問をしたいと思つていますが、まず最初に、簡易

郵便局の問題について質問したいと思いますが、この簡易郵便局という制度ができたのは昭和二十四年ですね。このつくった目的についてひとつ御説明願いたいと思うんです。

○政府委員(長田裕二君) 簡易郵便局制度をつくりました目的は、郵便局の窓口で取り扱います郵便貯金保険の事務を、市町村その他、営利を目的としない団体に委託して行なわせることによりまして、経済的に郵政事業の役務を郵便局に置くに至らない辺境のところまで広め、国民が簡便にこれを利用できるようにすることにあると思つたと思います。

○野上元君 そうしますと、国民の利便のために、僻地にあるところに簡易郵便局をつくる、こういうことになっておるわけですが、取り扱ひの内容についても、範囲についても、当時定められた一つの範囲がありますが、これを変更するということとは必ずしも不可能ではない、こういうふうな思ひんですが、その点はどうかううにお考えですか。

○政府委員(長田裕二君) お説のように、創設以來十七年ばかりになりますし、周りの状況も変わつてまいりましたので、考え方として、従来のとおりを固執しようというところはございません。のとおりを固執しようというところは、簡便な窓口機関という趣旨にしておりますので、あまりに複雑な事務を扱わせずと、全体としていろいろ事故が起ることか、よくわからなくて利用者に迷惑をかける、そういうこともございますので、なるべく総体としては、あまり複雑でない仕事というに限定をいたしまして、ただ、その内容を、ものによつてはいろいろ検討してまいりたいということかと思つております。

○野上元君 原則論としてはわかります。わかりますが、二十四年につくられて今日までに、あなたのおっしゃる通りに、十七年たつております。したがって、この間にはわが国の政治、経済、社会すべてにおいて非常に大きな変化があつたとい

うことが認められるならば、当然十七年の間において皆さん方が検討せられた、あるいは実施せられた、その結果に基づいて検討せられた結果、今日の段階においても、なおかつこれの内容、範囲について変更する必要を認められないかどうか、その点はどうか。検討されたことがありませんか。

○政府委員(長田裕二君) 実は簡易郵便局の団体等におきまして、取り扱い事務の拡張を相当強く要望しております。それに関連しまして、省内でもいろいろ検討いたしまして、一部変更した点はございます。たとえば昨年の八月から、これは貯金局のほうでございまして、電信為替の振り出し、電信為替の払い込みの事務を追加し、あるいは通常郵便貯金の関係では、団体貯金を除いた他の事務はすべて取り扱うというようになっております。ただ、簡易郵便局の団体から要望のあります問題点のうち、法律改正を要するような問題につきましては、現在省内でまだ検討中でございまして、結論を得るところまでまいつておりません。先ほど申し上げましたような、一般的になるべく簡明な仕事を扱わせるということ、それから地元の要望にこたえるということ、簡易局の扱う事務をどういうふうにしていくかということについて、まだはつきりした結論が出ておらないわけでございますが、鋭意検討中でございます。

○野上元君 この簡易郵便局が発足して以来、全国簡易郵便局連合協議会と称する団体ができておることは御承知のとおりですが、この団体の陳情書の内容を読んでみますと、この取り扱い範囲の拡張の問題については、しばしば強い要望を当局に出しておるけれども、依然として当局はこれを改正しようとしないう、こういう不満が述べられておるのですが、この連合協議会からしばしば当局に要請されておるという事実は御承知ですか。

○政府委員(長田裕二君) 承知しております。○野上元君 それで、まあ原則論をあまり長くやつてもしかたがないと思つたので、具体的に申し上げたいのですが、特にこの陳情書を見てみますと、一般の特定郵便局、無集配の特定郵便局がやつてゐる程度のもので扱われてもらいたいという要望が非常に強いようですが、それがまず今日の段階においては、私自身もちよつと無理があると思つてお聞きしたいと思つたのですが、最近、老齢年金というものが制定されたわけですが、この老齢年金の取り扱いをこの簡易郵便局にやらせるという気持ちはないですか。

○説明員(北雄一郎君) お答え申し上げます。老齢年金でございまして、これは正確に申し上げますと、国民年金法によりましてこの福祉年金でございまして、この福祉年金は、御承知のように、支給期が年四回とまゝつておりました。その時期には相当事務がふくそうするといふ問題が一つございまして、反面、簡易郵便局におきましては、原則として事務取り扱い者が一人おるといふ状況でございまして、その事務の性格からして、いかがかと思はれる点の一つでございます。また、先ほど郵政局長からお答え申し上げましたように、ただいま簡易郵便局の取り扱い事務の範囲は、同法の第六條によつて定められておりましたが、その中には、こういったたぐいのものを扱うような規定になっておりませんので、簡易局法の改正の問題もございまして、そういったところで、ただいまこの問題をいかに扱うかで、私どものほうで慎重に検討中でございまして。

○野上元君 年金法の中で取り扱い団体指定されておるわけですか。

○説明員(北雄一郎君) 年金法におきましては、郵政大臣が支払うんだ、こういうふうになっております。そういうことでございまして。

○野上元君 そうすると、郵政大臣の考え方によつて、簡易郵便局でこれを支払つてもよろしいということになりますね。

○説明員(北雄一郎君) その点も法律上問題がございまして、従来、そういった法律の条文におきましては、通常郵政官署に取り扱はれるという文言になつておつたものが、最近の法制では、郵政大臣にというふうに変つております。したがって、郵政大臣にございまして、やはり設置法上の根拠を要するのではあるまいかという問題がございまして、この点もいま検討中でございまして。

○野上元君 検討中と言はれるのですが、あなたの方では、郵便官署でない簡易郵便局に、明らかに郵便法あるいは貯金法あるいは簡易保険法に基づいて郵政大臣が業務の一部を委託しておるわけですか。ということとは、簡易郵便局が郵政大臣の委託に基づいてそれだけの仕事をしておるわけなんです。老齢年金は郵政大臣が支払うということになれば、当然郵政大臣がこういうものをやりなさいと言ふことはできるのじゃないでしょうか。できないという根拠がありますか。

○説明員(北雄一郎君) 先ほど申し上げましたように、まず簡易局法の改正が要る、これはどうしても要るわけでございます。第六條には、「委託契約により委託すべき事務は、郵便、郵便貯金、郵便為替、郵便振替貯金、簡易生命保険及び郵便年金に関する郵政窓口事務のうち省令で定めるものとす。」とございまして、年金の支給のような事務につきましては、明らかに第六條の範囲外でございまして、簡易郵便局法の改正は、これはどうしても必要になる。また、国民年金法に郵政大臣が支払うのだというふうにはございまして、その場合、普通には郵政大臣の権限は設置法で定められておるわけでございますから、それとの関連におきまして設置法を改める、あるいは国民年金法自体に簡易局を追加するといふ必要があるのではなからうかという問題もございまして、その点は慎重にいま検討しておる次第でございまして。

○野上元君 簡易局法の第六條の改正については、一応わからないことはない。しかし、もう一つの理由、郵便官署でないから困るという考え方はあまりにも少し狭過ぎるような気がするのですね。かつて特定郵便局が三等郵便局のいわゆる請負制度時代においても、あの当時においても、三等郵便局はやはり郵便官署と言つたんでしょ。その点はどうか。

○説明員(北雄一郎君) そのとおりでございます。
○野上元君 そうしますと、内容は確かに縮小された取り扱い範囲ではあるけれども、実質的な性格は、三等郵便局も、あるいはまた、簡易郵便局もあまり変わらないと思うのですね、私は。したがって、これを郵便官署とみなすことは、それほど無理があるとは思えないですね。そういう点はどうですか。

○説明員(北雄一郎君) かつての三等郵便局との比較をなさしましたわけですが、郵政官署と申します場合には、いまの設置法その他からまいますと、簡易郵便局は入らないというふうに考えております。

○野上元君 それともう一つ、その設置法ができたのはいつですか。

○政府委員(鶴岡寛君) 二十四年の六月一日でございます。

○野上元君 それは何法……。

○政府委員(鶴岡寛君) はい、設置法でございます。ただいま議論になって質問になっておりますのは、第十二条に、「郵政省に、左の地方支分部局を置く。」といたしまして、「地方郵政監察局、地方郵政局、地方電波監理局、地方貯金局、地方簡易保険局」とありまして、その次に郵便局というところは使っておりません。これがたまたま貯金局の次長が申しますように、これはあくまでも直営になっております特定郵便局までだということになっておるわけでございます。簡易郵便局は、この設置法の第十二条で申します郵便局に入っていないわけでございます。したがって、先ほどのようなことに相なるわけでございます。

○野上元君 あなたのほうでは、何か無理に郵便局というのに入れたくないように言われておるのですか、これは明らかに名称は簡易郵便局というところになっておるわけですね。設置法は、あなたのお話では二十四年六月一日、この簡易郵便局法は二十四年の七月十五日ですから、設置法ができたあとにこの簡易局法というのができているんですよ。そうすると、たまたま、そのときにな

かったから、簡易郵便局というものが、設置法ができたときに、だから、あなたの考え方のように、それは簡易郵便局は入っていないんだと言われまして、簡易郵便局と申すの、その後で申すのですね、簡易郵便局というものが、そうして郵便局という名称が明らかになっているんですから、郵便局の名称の中に簡易郵便局を入れても、それほど私はあなたのように不都合があるとは思えないのですが、その点はどうですか。

○政府委員(鶴岡寛君) 確かに簡易郵便局という名称でございます。しかし、設置法が、ただいま申しますように、二十四年の六月一日でございます。したがって、簡易局法は六月十五日でございます。したがって、簡易郵便局と申すものが設置法でいう郵便局に含まれるならば、こういって簡易郵便局法も要らなかつたという考え方も出てくるんじゃないかと思ひます。しかし、それよりも、よく申されますように、簡易郵便局というものは、御案内のように、まあいわば手数料をもつていたし、請負の郵便局であるわけでございます。したがって、名称こそ郵便局でございます。私どものいう郵便局普通郵便局、特定郵便局というものは、これはいろいろな意味において、厳に峻別すべきものだとも考えているわけでございます。さういふわけでございますので、郵便局の中に簡易郵便局という請負制のものを入れることは、私どもとして、さういふ峻別をして入れないという解釈をとっておるわけでございます。

○野上元君 だから、その点のあなたの言いたいことはわかるけれども、先ほど例をあげたように、かつて三等郵便局は手数料によつてまかなわれた請負制度であつたわけですね。そのときでさえ、やはり三等郵便局というものは、郵便官署の中に入つておつたという答弁があるわけですね。それならば、今日の段階においても、手数料をやつておる請負制度であつても、郵便局と名を冠する以上は、郵便局の範疇に入れてもいいのじゃないか、何も排除する必要はない、何で排除しなければなら

○政府委員(鶴岡寛君) その当時は、郵便官署の中に手数料をもつてする旧三等局が入つたにいたしましても、その後、主として戦後における郵便局制度の改正によりまして、手数料をもつてする、まあいわば請負的な郵便局というものは、名称は何であれ、これは設置法でいう正規の郵便局であつてはならないという考え方をとつております。したがって、そのような戦前、戦中におきます郵便官署の考え方は、設置法以来明らかにそこに区別をされておるというふうに考えておる次第でございます。

○野上元君 その区別をしなければならぬというのがよくわからないのですが、郵便官署というものの関係する考え方が、戦後と戦前とは全然違つておるのだと、戦前においては請負で、郵便官署と言ひ得たけれども、戦後はさういふ考え方はやめたのだと、さういふふうに言われるのですけれども、いかに無理をした解釈のような気がするので、その点はどうか。

○政府委員(長田裕二君) 郵便官署という観点に立ちますと、ただいまの簡易郵便局は地方公共団体あるいはその他の団体、ほかのことを主にするところに委託するということと、同じ委託でも、戦前の特定局とは少し実態も変わつておりますし、問題があつるかと思ひますが、国民年金法の規定は郵政大臣というふうに書いてあるわけでございます。こゝらの簡易郵便局のほうも、郵政大臣が委託をするというより規定のしかたでございます。国民年金法に対する特別法のようになると、私も思ひますし、その点さらによく検討いたしたいと思ひます。

○野上元君 私は、この簡易郵便局法の第六条を厳格に解釈した場合には、確かに問題があると思ひます。だけれども、第六条を改正しさえすればできるのだという考え方を私は持つてゐるわけなんです。その点は郵政当局としての統一した見解はどうですか。それとも、いま官房長の言われるように、それはあくまでも困るのだ、郵便官

署ではないのだから困るのだという考え方のなかうか、その点ひとつ明らかにしていただきたい、統一見解を。

○政府委員(長田裕二君) いろいろ説も聞かれます。ようでございます。関係の官庁もございまして、私、先生のお説のような解釈も成り立ち得ると思つておりますが、関係の向きと打ち合わせまして、省としての考え方をまとめてまいりたい、そう存じます。

○野上元君 私が言ひたいのは、やはり大切なことは第一の条にあると思ひます。国民の利益を、利便を保護する、利便を供与するのだという考え方の上に立つてこの簡易局法が設けられたとするならば、あまり固い解釈をしないで、しかも、あなた方が考へてゐるような非常な手数料の煩瑣は来さないのだということであるならば、私はむしろ積極的に解釈をしてもいいと思ひます。その理由を申し上げますと、昨日私のところに陳情に来られたのは、長崎市の昨の離島の簡易郵便局なんです。その離島に約五十世帯ぐらいの老齢年金受給者がおる。ところが、簡易局でそれを取り扱わないために市まで出ていかなければならぬ。それは船に乗つていかなければならぬ。ところが、みな七十以上でね。失礼な言ひだけれども、もうよほどぼされておるというのです。たまたま、船の中で卒倒して病氣になつた人もおる。バスの中で倒れた人もおるというやうな状態があるというのです。したがって、私の考え方は、簡易局といつても、設置の場所によつてはさう無理をしないでいいところもあるように思ひますが、離島であるとか、著しく僻地にある簡易局においては、さういふ便宜措置をとられることが第一の条の目的に沿つてゐるのか、さう考へるから、執拗に私の見解を述べて要望しておるわけなんです。さういふ点について、ぜひ近い将来に何らかの結論を出すように当局の考え方はどうですか。

○政府委員(龜岡高夫君) 野上委員のお気持ちと私全く同じ気持ちでおるわけでございませう。それで、いろいろ事務当局のほうから申し上げました点につきましても、従来とも郵政当局としてはそういう気持ちでやっておるわけでございませうが、やはり社会福祉制度が充実されて、もう一歩の地に対する郵便業務ということで、国民により質のいいサービスを提供していかなければならぬということでありまして、その郵便局が結局津々浦々までブランチを持つておるわけでありますから、結局、年金でありますとか恩給でありますとか、そういうものの支払い業務を、これを別建てでやろうとすれば、膨大な経費がかかると思われぬわけであります。最も低位な費用で、しかも、最も国民に利便を与えるという見地から申しますと、野上委員のお考えになつておられること、まことにこもつともだと思つておられます。したがって、郵政省といつたしましては、そういう方向でできるだけ早い機会に結論を出したい、こういう気持ちでおる次第でございませう。

○野上元君 私私が申し上げておるのは、誤解のないようにしてもらいたいのですが、直ちに無集配郵便局と同じようにしてと言つておるわけじゃないのです。特にそういう状況を勘案してこれをやつたほうが国民のために大いに利益であるし、かつ、郵政当局としても、その経営上困難は伴わないというものがあれば、ひとつ積極的に皆さんのほうで考えていただいて善処してもらふように特に要望しておきたいと思つておるのです。それからもう一つ聞きたいのは、簡易郵便局を開けば、当然業務を遂行していく人が必要になるわけですが、この簡易郵便局の場合には、局長という名称は使わないで、他の名称を使つておるのですか。

○政府委員(長田裕二君) 郵便局の局長に当たるような者につきましては、簡易郵便法に基づきます規則で、委託事務取り扱い主任担当者、そういう名称を使つております。

○野上元君 その人の身分の問題についてなんです

すが、この十一條には、そのことがはっきり出ておるわけですね。その中を読んでみますと、仕事は公務に従事するのだけれども、公務員ではありません。よ、こういうふうになつておるわけなんです。そこで聞きたいのですが、常時公務に従事しておる者で、なぜ公務員にできないのか、この点はどうなんですか。

○政府委員(長田裕二君) 基本が、市町村やその他の団体に委託をするという形でございまして、郵政省はいわば俗なあれで言いますれば直屬ではない、たとえば、そういうような関係からかと思つて、たゞ、扱います業務は郵便、貯金、保険の仕事でございまして、たとえば、その業務を遂行するに妨害される場合に公務執行妨害になるとか、あるいは、その職務に関連してあまりよくないことでもありますと、また公務に従事する者としての追及を受ける、そういうようなことかと思つておるのです。

○野上元君 あなたの言われるように、請負者のほうが団体であるから一般の郵便局と違ふのだと、こう言われるわけですが、もしもかりにこれが個人が請け負つたということになる場合には、公務員にしてもらふということになるわけですか、そういう考え方なんですか。

○政府委員(長田裕二君) 私の答弁が不十分でございまして、団体と申しましたが、現在は全部団体でございましてから団体と申したので、公務員に直接なれないというのには、やはり基本が純粹の請負契約であるということかと思つておるのです。○野上元君 それでもう一つふえんして聞きたいのは、郵政官署に対する義務といふのですか、そういうものはつきり規定されておるのですか。たとえば各種法規に違反しなければならぬとか、何時間窓口に拘束されるとか、そういう義務はあるのですか。

い、あるいはまた、受託者は、協同組合の場合なんかには、本来その組合は組合員の利益のためにあるとも言えるわけでございませうけれども、その場合でも組合は、「当該組合に関する法令の規定にかかわらず、組合員以外の者に対して、公平に役務を提供しなければならない」、そういうような規定はございませう。ただし、勤務時間等につきましては、公務員ではございませうので、ほかの者が、本人が用事がある場合に、ほかの者をその団体の責任においてかえてささせるとか、そういうようなことは十分できるわけでございませう。したがって、一般の公務員と違ひまして、勤務時間等の拘束は必ずしもない。しかし、窓口を空けて仕事をやるという責任はある、そういうことかと思つておるのです。

○野上元君 担当者個人に対する拘束はしない。しかし、郵便局そのものは何時から何時までは業務を取り扱わなければならない、こういうことになつておるわけですか。そうすると、郵便局取り扱ひ時間というものは、普通の郵便局と同じですか。

○政府委員(長田裕二君) もともと利用のあまり多くないところを前提にして考えられておりますので、一般の郵便局よりも窓口を開く時間は短かくてもいいということになつております。一週三十分間以上ということにしております。なお、日曜や祝祭日以外でも、郵政局長が五日以内で窓口を開かない日をきめてもいいというふうなことになつております。

○野上元君 それは日曜、祝祭日を除いた日で一か月に五日くらいは開かなくてもいいというふうなことです。

○政府委員(長田裕二君) 仰せのとおりでございませう。

○野上元君 そこで、実際の業務の取り扱い状況を聞きたいのですが、いまのあなたのお話によりますと、主任担当者というものは、ある特定の個人でなくともよろしいと、それは不特定多数の人でもよろしいというふうに受け取れるんですが、その点はどうですか。

○政府委員(長田裕二君) 委託事務取り扱い主任担当者は一名でございまして、受託団体がその人をばつきりきめておかなければならぬ、まあいわば事務のほうに責任者というよりなんかも申せられるかと思つておる。事務によりましては、団体が責任を負う、団体の理事者が責任を負うということもございませうが、通常の業務につきましては、この者が責任を負うということにございませう。

○野上元君 そうしますと、結局、その団体があつて特定の個人に対して主任担当者に指定する、そういうことになれば、指定されたその主任担当者は、開かれておる時間は結局拘束されるということになるんじゃないですか。

○政府委員(長田裕二君) 窓口時間の間は窓口を開いて業務を支援なく行なうというその責任は持つておるわけでございませう。ただし、普通の勤務時間—公務員の勤務時間と少し違ひまして、その間必ず自分がじかに勤務しておらなければならぬかどうかという点については、少し違ひ点があるように考えておるのです。

○野上元君 完全に同じものではないと思つておる。同じものではないけれども、同種類のものであるということだけは言えると思つておるのです。それはどうですか。

の待遇を与えられないことになるのですが、現実には郵政当局が一局当たり支払っておる経費の平均というのはいくらですか。

○政府委員(長田裕二君) 年々変わっておりますが、昭和四十年年度一本年度におきましては、一局平均いたしまして一万三千四百八十円、月額でございますが支払っております。

○野上元君 無集配特定局の最も規模の小さいところでは一月に払う経費というのは、一体どのくらいになりますか、人件費、物件費その他経費等を含めて。

○政府委員(長田裕二君) ただいま正確なあれはございませんが、一番小さい無集配特定局は、局長と職員一人という状態でございまして、人件費、物件費込めて、平均いたしまして、昭和四十年年度でまあ七十万くらいと言われておりますので、二人合計いたしまして百四十万、それに局舎料とかその他の経費も若干加わるわけでございまして、あまり、いま申し上げた数字は正確なあれではございません。大体そういうことでございまして。

○野上元君 大体計算すれば出てくると思ひますが、そうしますと、簡易郵便局には一月平均一万三千四百八十円しか払っておらないが、特定局になると、最低の規模でも月に十万以上払うということになるわけですね。ところが、全国状況をみてみますと、最低の特定郵便局よりも事務量のうんと多い簡易郵便局もあると思ひます。その点はお調べになったことがありませんか。

○政府委員(長田裕二君) 全国的に調べたわけではございませんが、抜粋した調査のようなことをやることがございまして、お話しのように、確かに、業務量の少ない無集配特定局よりは業務量の多い簡易局があるのが実態でございまして、二三年前に無集配局になりましたけれども、国際基督教大学構内にありましたものは、無集配局になりましたと同時に、六人以上の定員であるような状況でありますというふうな、これは非常な例外でございまして、そういうこともございまして。

○野上元君 この陳情書を読んでみますと、その

いう局は相当多数あるというのです。したがって、簡易郵便局に従事している人たちの立場から見ると、郵政当局の経営のやり方は非常に不合理ではないか、こういうふうな考えのものは当然だと思ひます。したがって、この問題については、郵政当局も十分に検討する必要があると思ひますが、すみやかに全国的な状況を把握してもらって、資料を二べん見たいと思ひます。その上で、またいつか質問をしたいと思ひますが、ぜひそのことをひとつお願いしておきたいと思ひます。また、かりに、特定局よりもはなはだしく事務量の多い簡易郵便局が現に存在するということは、これは先ほど来の話し合いから非常に不合理だと思ひますが、当局としては、どういうふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(長田裕二君) まあ無集配特定局の取り扱ひ事務量はより相当多いのが、そういう簡易局が非常に多いとは考えておりません。やはり数は相当少ないというふうな考えております。

それと経費の問題ですが、これは仕事のやり方から一つは異なるわけでございまして、御承知のように、特定局になりますと、庶務会計事務その他もふえてまいりますと、窓口事務にしまして、簡易局よりは、先ほどからも問題になりましたように、特定局のほうが種類が多くて、業務量が多くて、いろいろ複雑な仕事をやり得るかまえてとっておりますし、それと、たてまえから経費も多くなっているわけですが、しかし、それにいたしまして、簡易局の手数料が、先ほど申しました四十年年度平均一万三千四百八十円と十分だとは私も考えておりません。ただいま御審議願っております予算案につきましては、平均一万七千四百四十円にまで引き上げることにして組んでございまして、さらに、少しさかのぼりますと、三十七年が七千八百八十五円とございまして、三十八年が一万四千六百六十円、三十九年は休みまして、四十年、四十一年度、こういうふうな上がつてきておりまして、省としても、これにつきましては相当力を入れているところでございまして。

○野上元君 一部理解をされておる点については了解できるわけなんです、これを先ほど発表されまして一万三千四百八十円、一局月当たりの平均の中身を知らしてもらいたいのですが、人件費が幾ら、物件費が幾らになっておりますか。

○政府委員(長田裕二君) ただいま手元に、私、四十一年度の分を持っておりますが、それでお答えしようと思ひます。四十一年度月額平均一万七千四百四十円でございますが、その内訳は、物件費が四千円でございます。そのほか、各局に異なるわけですが、準備、整理と、実際に窓口に用事がなくても、いつでも応じ得る態勢を整えるという意味から、準備、整理等の時間を要して、これはまあ最初は清掃から、あるいは日付印の日付を交えることとか、あるいは事後の処理とか、いろいろそういうものなどを平均いたしまして、郵便と貯金合わせで六千円、準備、整理等のために六千円、合計いたしまして一万円の金額は基本額としてすべての簡易局に異なるわけでございまして、それにあと郵便、貯金、保険、これに取り扱ひ手数料、あるいは募集の手当のようなものがつきまして、月額一万七千四百四十円になるわけでございまして、昨年度の四十年度の一万三千四百八十円のやり方は大体同じやり方で、ただ準備が少し変わった程度でございまして。

○野上元君 この一万七千四百四十円のうち、現実に業務に従事する人に出せる金、可処分といひますか経費といひますか、それは幾らくらいになりますか。

○政府委員(長田裕二君) 簡易局の態様によっていろいろ変わります。市町村あるいは農業協同組合などの事務所、ほかの大ぜいの人と一緒に窓口事務をやっておりますような場合には、しかも、それが市町村の吏員であるような場合には、吏員としての給与をもらって、省から団体に出します手数料は団体の収入、そういうことにもなるわけでございます。その団体との関係によってかなり

変わってまいります。団体の嘱託になっていて、実は団体のほうからはほとんど金をもらわない、そのかわり手数料はほとんどその嘱託のほうに入るというふうな場合もございまして、あるいは団体のほうで、ところによって経費の補助もするというふうなこともあるわけでございまして。建物が団体の所有である場合は、この物件費等、局舎の使用料等、使用料という形じやございせんが、その経費をどの程度団体のほうに帰属させるかということもございまして、なかなか一がいにはちよつと申せません。団体との関係によって結局きまる、こういうことにならうかと存じます。

○野上元君 いずれにしても、これが単独のこれだけの収入でやっていっているとすれば、生活しなければならぬという立場にある人ならば非常に少ないと思ひますが、担務者に対する最低の保障というものは、郵政当局のほうからワクをはめて、団体のほうに命令するのですか。それとも、すべて一切を団体のほうに、受託者に一任してあるのですか。

○政府委員(長田裕二君) いまの法律の形の上からは、団体にまかせることにしておりますが、ただし、事務に従事する者に対する処遇が非常に悪いために、事務を円滑にやってくれないというふうな状態がありますならば、省といひまして、団体に警告する、あるいは、場合によれば契約を解除するということもあるわけでございます。

○野上元君 先ほどから私が申し上げておりますように、普通の特定局、一般の特定局よりも事務量の多いというところ、明らかに一日じゅう従事しておると思ひます。そういうところの担務者の収入というのは、一月月どのくらいになっておるのか、それを知りたいのですが、あなたのほうに資料はありますか。

○政府委員(長田裕二君) 相当業務量の多いところにつきましては、先ほどの国際基督教大学のよりなところはもうなくなりましたけれども、現在

私どもの手元にあります資料でも、月額の手数料が五万二千円ぐらいのところもありますし、そういうところのおそらく取り扱い事務担当者などは、やはり先ほどの平均額よりは多くもらっていることになると思っております。

○野上元君 その五万数千円という金は、郵政省がその局に対して運営費として出す金額のことですか。

○政府委員(長田裕二君) 仰せのとおりでございます。受託団体に対して支払う金額でございます。

○野上元君 そうしますと、実際に主任担務官の手に渡っておる金というのは幾らかということ、郵政当局で把握できないのですか。

○政府委員(長田裕二君) そこまでは私どものほうでは調べておりません。

○野上元君 その点もあなたのほうで、簡易郵便局をスムーズに運営されるためには配慮が必要なんじゃないかという感じがします。で、陳情者の言い分を聞いてみますと、とにかく、受け取り金額というのは非常に少ない、したがって、何とかして最低保障を郵政当局のほうできめてもらいたいという希望が非常に強いのです。形式は、確かに団体が受託をし、その団体の中から主任担務官が選任されるということになっておるけれども、実際の実態から見れば、郵便局員と何ら変わらない状態にある簡易郵便局もたくさんある。にもかかわらず、先ほど言ったように、自分らより取り扱い量の少ない特定局の局員に比べて、その何分の一の給料しかもらえない、こういうのは非常に不合理ではないかという考え方が出ておるわけですから、そういう実態もあなたのほうでひとつぜひつかんでもらいたいと思うのですが、どうですか。

○政府委員(長田裕二君) 心がけてみます。

○委員(長田中一君) ちょっと速記をとめて。

○委員(長田中一君) 速記をつけて。

○野上元君 それから受託者の受け取る金額の中に各種の手数料がありますね。たとえば、切手の

売りさばき手数料、あるいはまた、貯金保険の募集手数料ですか、募集料ですか、そういうものが含まれておるわけですね。

○政府委員(長田裕二君) 貯金保険の募集手当等は、先ほど含ませて申し上げましたが、切手の売りさばき手数料は除外しております。これが、ただいま、おそろく月額平均二千五百円ぐらいになるかと思っております。先ほどの数字のほかにあるわけでございます。

○野上元君 あんまり時間がないようですから先を急ぎますが、いま、全国にこの簡易郵便局というのはいくつありますか。

○政府委員(長田裕二君) ただいま、ことしの一月末で二千五百三十九局でございます。

○野上元君 二十四年からスタートして二千五百三十九局ですか、になったわけなんです、その間、廃止された、あるいはまた、特定局に昇格した数はどのくらいですか。

○政府委員(長田裕二君) 無集配特定局になりましたものは、累計して一月末までで六百九十九局でございます。廃止になりましたのは、いまちょっとここに資料はあるのですが、これより少し多い数になります。ただいまちょっと計算いたします。

○野上元君 第五条には、「委託契約の期間は、三年とする」ということになっていますが、この制限をつけた理由は何ですか。

○政府委員(長田裕二君) おそらく、何と云いますか、省の監督が郵便局のように直接には及んでおりませんし、二十四年に初めて創設した制度でもございまして、取り扱い等について実行の状態をまあ見ていきたいと立法当時考えたのではないかと、いふふうに考えます。

○野上元君 最後に要望しておきたいのですが、先ほどからいろいろとお話して、大体皆さんにもおわかりいただけたと思うのですが、簡易郵便局という名前がついておるために不当に待遇が悪いくところも考えられるわけですね。たとえば、拘束時間については、少しは一般の局よりは緩和されているといえども、やはり長時間の拘束時間

がある。そして各種の法規には精通しておらなければならぬ、そういう制約もある。にもかかわらず、局舎料というものは、さらに雑費の支弁もない。電話料も自分で支弁していかなければならぬ。こういうふうに見てみると、同じ郵便取り扱い局でありながら、一般の郵便局と比べて非常に差別的に待遇をされておるというのが、最近におけるこれらの方々の大きな不満になっておるわけですから、先ほど来いろいろ御質問申し上げましたような点を十分にひとつ考慮いたしまして、円満に運営されるように特に希望しておきたいと思っております。

まあ、きょうは時間がありませんから、この辺でやめておきたいと思っておりますが、機会を見ていろいろと質問したいと思っております。

○政府委員(長田裕二君) 先ほどの、いままで廃止されました簡易郵便局の累計は四百局でございます。

○委員(長田中一君) ちょっと野上君、資料をもらいますか。

○野上元君 さっき頼んだ資料だけはお願ひします。

○委員(長田中一君) いまごろまでに出ますか。

○政府委員(長田裕二君) これは実は受託者の内部事情などにより深く入ることもございまして、全部確実に資料をとれるかどうかという点にもひとつ問題がございまして、できるだけ早い機会に集めることにいたします。

○野上元君 資料の問題については、ひとつ私と相談してもらって、できるものはできる、できないものはできないでけっこうですから、できるものだけでも一ぺん見せてもらいたいと思っております。

○委員(長田中一君) ちょっと速記をとめて。

○委員(長田中一君) 速記をつけて。

○鈴木強君 大臣ね、放送法の改正案は三月の上旬ですか、提案をされるようなお話を伺っており

ますが、それとの関係で一つだけ最初に伺いたことがあつたんです。

それは、例の近畿地区テレビジョン放送局の問題でございますが、昨年の三月二十九日に、前の徳安郵政大臣が近畿へ行かれて、公聴会を持っておるんですが、そのときに、近畿地区の難視聴地域の問題は早期に解決する必要があるという意見を述べられ、さらに、その難視聴地域の解消については、U電波によつてこれを解消すること。この制度調査会の答申の中にも、いま単局で運営されている地域には普通局が設置されるということもある。この際、近畿の場合にも、独立局に免許を与える、これは親局を設けるということだと思っておりますが、したがって、朝日放送、毎日放送、関西テレビ、読売テレビの四社の合同の中継局の設置等も考えられておるようですが、周波数にも限りがある。この際、UHFを使う親局の新設というものを全国的にも普及しろという意見がある。この問題については、大臣として早急に結論を出して善処したい、こういう趣旨の記者発表をしていらっしゃるんですが、この方針はいま大臣もそのままだけでございまして、この方針はいいことですが、それから、放送法の改正がたいへんおくれておりますが、国会審議を経て可決成立した際において、そういうことをおやりになるのか、その前にこの問題については処理しようとするのか、その点だけ明らかにできますでしょうか。

○国務大臣(郡祐一君) 近畿地区のテレビについて長い間問題のありますこと、これは私も承知をいたしております。そうして、これは必ずしも放送関係法制の改正を待たなければ解決のつかない問題ではございません。ございせんけれども、テレビの問題というものは、単に一地区だけの問題ではなくて、やはり将来の全国的な新局の基盤に關します問題でありまして、私はやはり電波の計画的利用ということ、言いかえれば、チャンネルプラン策定の根拠をはつきり法律で与えるという、このたびの放送法電波法の改正に伴い、その具体的表現として扱うということが筋

だと思ひます。したがひまして、法律上、現行法のままでもできるという事は承知をいたしておきます。近畿テレビについて長い問題であることも承知いたしておりますが、扱い方としては、放送関係法の成立を待ちまして、そして決定したい、こんなぐあいに考えております。

○鈴木強君　そうしますと、徳安郵政大臣の当時の早期解決というお考え方からすると、方針が変わってきたわけですね。今度ははっきり放送法の成立の暁にやりたい、こういうふうに変わってきたわけですね。そのほうがいいんですか。それはなぜ——できないことはないというのだから、やればできるわけですね。その理由をもう少し聞きたいのです。

○国務大臣(都祐一君)　おっしゃる通りに、法律上できないことではない。しかしながら、電波という、何と申しますか、国民共通の財産、非常に貴重なもの、これについて電波の行政として一番大事な當局というのをきめてまいりました。そこには、大事なことは、電波が計画的に使用される、そして、それに基づいて免許というところに法律上の十分な基礎があつて、それに基づいてきめてまいるということがどうしても筋じやないだろうか、私はこう思ふのであります。だから、おっしゃる通りに、早期の解決ということも、地方の事情から申しますと、非常に大事なこともわかつております。それから、前回の委員会でも御指摘がありました。法律の御審議をいただくのがおくれれております。これは非常に恐縮に存じますけれども、とにかく、提案をいたす段取りが確実になつております。現在、ぜひ法案の御審議をいただき、御協賛をいただきまして、そして、その暁にきめてまいりたい、それがどうも、これからの電波行政全体の筋道を立てるゆえんだ、こういうぐあいに考えておる次第であります。

○鈴木強君　そうしますと、他にも、内容は多少違ひかもしれませんが、そういった要請もあると思ひますね。したがひて、それらを含めて全体的に、放送法成立後にしたい、こういうふうに理解

しておいていいのですか。

○国務大臣(都祐一君)　私、おっしゃる通りに、全国的な放送局設置についての一つの方針を、法律に基づいて持ちまして、そして必要なものを認めてまいるという段取りにしたいと思ひます。

○鈴木強君　その点はわかりました。それから、民放二十五社があなたのところにも要請していったと思ひますが、例の相互乗り入れですね、これもそうしますと、放送法成立前にはやらぬというふうに理解しておいていいですか。

○国務大臣(都祐一君)　もう法律のおくれていることだから、まことに恐縮なものでございますけれども、やはり放送局の設置の問題とあわせて方針をきめ、決定したいと思つております。○光村基助君　ちよつと関連。放送法がまだ出ないので、衆議院の委員会でも、放送法案が早く出なければNHKの予算の審議には入らないと言つたというのを聞いておりますが、これは私たちが同感で、三月三十一日までに出不なければ困ると思ふのです。で、衆議院がおそくなつて、三月の末期になつて参議院に送つてこられて、さあやつてくれと言われたのじやお断りしますから、それを念のためにちよつと申し添えておきます。

○鈴木強君　それでは、電電公社のほうにお伺いしますが、大臣は時間よろしいですか。まだ向こうへ行くのですか、すぐ、行くなら内容を変えようと思ふのですか。

○国務大臣(都祐一君)　ええ、もう少しよろしいです。

○鈴木強君　それじゃ、大臣の御都合もあるようですから、最初に私は、いま電電公社が海外通信協力に對してかなりの力を入れていられると思ひます。これは現在の公社法第三条のたてまえからいまして、法律解釈上問題が多少あると思ひますが、もうかなり前にこれについての法律解釈論はかわされておりますので、きょうあらためて私はやりません。ただし、電電公社のうちに、御

承知の需要増に伴う供給がなかなか追いつかぬというふうなことで、たいへんな拡充計画をなさつておるわけですね。そういう中で、後進地域の通信技術に協力をするというけなげな態度をとつておられるわけですね、御苦勞だと思ひます。しかし、いろいろそういう政府のほうでやりになる仕事を公社が肩がわりするよりな形にもなるわけですから、私はこの際その点についての事態についてお伺いしたいと思つて質問するわけですが、いま外務省に海外技術協力事業団というのができました、これが政府機関としては対外的な技術協力をやっておるのですが、もう一つ民間団体の海外電気通信協力会というのがあります。これがおもにこの通信関係についての海外協力をやっているのだと思ひますが、そこで電電公社は、現在各方面に、この協力の要請等もあり、人を派遣して調査をし、測量をし、具体的な計画を立てておられると思ふのですが、大体今日までの方面にどの程度の派遣を出して調査をし、そのためにどの程度の協力をしたか、それを大まかにいいますから、最初に伺いたいと思ひます。

○説明員(佐々木孝夫君)　それでは、最近公社がやつております技術的な問題で国外に協力いたしております。最近の実情をかいつまして申し上げます。まず最初に、専門家の派遣の関係でございますが、これは主としてコロンボプラン等による政府の計画に基づく専門家の派遣、それからもう一つの要素は、国連職員としてITU經由で後進国の専門家として派遣している、こういう二つの要素がおもなものでございますが、コロンボプランの關係をいたしましては、四、五年前にタイ国の通信訓練センターに数名派遣いたしまして、これが昨年の八月で一応契約が切れたのでございますが、引き続き三名の専門家を同様に派遣いたしております。それから、パキスタンにパキスタンの電気通信研究センターが設立されているのでござい

ますが、これに對して六名派遣いたしております。それから、先ほども申し上げましたITUの国連職員として、ITUから各国に派遣されておる關係でございますが、韓国に一名、フィリピンに二名、イラクに一名、エカフエ事務局に一名、リビアに一名、これだけでござい

ます。それから、主としてこれもコロンボプランあるいは政府の海外技術協力事業団の計画に基づく国外からの研修生受け入れの問題でございます。これは大体期間が二カ月、あるいは長いもので三カ月程度の研修受け入れなんです。ございますが、マイクロ技術、あるいは搬送通信技術、あるいは線路技術等のテーマごとに各国から研修生を受け入れております。これが大体年間四、五十名になると思ひます。

それからそのほかに、台湾、琉球から、これはいろいろな項目の研修生でございますが、合せてまして大体年間四、五十名の研修生を国内に、これは日本から出かけるのではありませんで、国外から私のほうに研修生を受け入れてまして、講習あるいは現場に入つていただく研修をしていただいております。こういうものでござい

ます。それから、第三番目は電気通信の設備計画等に対する協力の關係でございますが、一つは昨年の六月からウエイト国の通信に對します総合的なコンサルタン業務を受託いたしております。これは総合的と申しますのは、単に設備の計画、設計だけではございせん、たとえば訓練計画であるとか、あるいは料金制度に對する問題であるとか、そういったものを含めてコンサルタン業務を引き受けておる、こういう關係。

それからもう一つは、これは大体今日の時点でほぼ完了しておるわけでございますが、オーストラリアに電電公社できわめて最近に開発いたしましたオールドランジスターのマイクロウェーブシステムが輸出されましたので、この最終試験、回線試験等どうしても公社で援助しなければならぬ、これはどうしても試験の技術がないという關係がございしたので、オーストラリアに關係員を派遣いたしまして、これはおおむね完了いたしております。

職員として、ITUから各国に派遣されておる關係でございますが、韓国に一名、フィリピンに二名、イラクに一名、エカフエ事務局に一名、リビアに一名、これだけでござい

ます。それから、主としてこれもコロンボプランあるいは政府の海外技術協力事業団の計画に基づく国外からの研修生受け入れの問題でございます。これは大体期間が二カ月、あるいは長いもので三カ月程度の研修受け入れなんです。ございますが、マイクロ技術、あるいは搬送通信技術、あるいは線路技術等のテーマごとに各国から研修生を受け入れております。これが大体年間四、五十名になると思ひます。

それからそのほかに、台湾、琉球から、これはいろいろな項目の研修生でございますが、合せてまして大体年間四、五十名の研修生を国内に、これは日本から出かけるのではありませんで、国外から私のほうに研修生を受け入れてまして、講習あるいは現場に入つていただく研修をしていただいております。こういうものでござい

それから第四番目は、これはもう過去からずっとあるわけですが、国際会議関係で、御承知のITUあるいはCCITT、CCIR等の国際会議に毎年関係者を派遣いたしております、それからパンコック並びにジュネーブに海外事務所を設置いたしておりますことは御承知のとおりでございます。

大体以上でございます。

○鈴木強君 かなり手広くやっておられるようなんですが、この協力をいたしました成果というものが具体的にどういうふうにあられておられるかというところも考えてみておられるのでしょうか。たとえば、この前委員会でも問題になりましたが、ベトナムの通信施設の協力をするというので公社から何名か現地に行かれましたね。二回くらいですとか分かれてまして相当長期滞留をしまして、測量をし計画を立てたようなんですけれども、おそらく戦火が拡大して、その後どうなっているかわかりませんけれども、それらのことももしわかっておいたら明らかにしてもえませんかでしょうか。要するに、コロンボプランというものに協力する、いろいろの方面へ出て行きますわ。出て行つて各回に協力をして、日本からある程度通信機械が出ていくこともあるのでしようし、それがうまくいっている場合、あるいは途中で挫折した場合と、いろいろあると思いますが、ですから、手がけられた、いままでの幾つかやりました中で、順調にみんな協力した成果というものが生まれているかどうかということですね。そういう点はどうでしょう、大筋に。

○説明員(佐々木卓夫君) まあ私なんか見ております範囲におきましては、最近日本の電気通信技術が相当世界的にも高い水準になってきておりますので、こういった関係が逐次関係国から評価されてきて、技術的な問題で非常に協力を要望されるケースが最近ふえてきておるといふふうに感じております。ことにこのマイクロ関係その他の技術は、若干てまみそになるかもしれないけれども、世界的な技術がわれわれは持つておると

いふふうに考えておりますので、そういう意味でも、いろんな機関を通して協力を要望される機会が最近ふえてきておるといふふうに感じております。

○鈴木強君 それから、たとえば各国に、これはパンコックとか、ジュネーブとか、長期に派遣していろいろの、予算的にも私たちが承けていますからいいんですけれども、ときどき協力会の要請があつて出かけていきますね。そきき場合の出張旅費とか費用の点はどうなるんでしょうか。

それからもう一つは、研修生の受け入れの点で、おそらくそれぞれの国の本國が負担していると思うんですけれども、やっぱり公社側で持ち出すような金はかなりあるんでしょうか。訓練なんかの場合ですね。この二つの点。

○説明員(佐々木卓夫君) 先ほどちょっと申し上げましたように、研修生の受け入れの場合は、その大部分がコロンボ計画の範囲内の問題でございますので、コロンボ計画に基づく日本政府としての出資の範囲内の問題で、公社としての支出はほとんどございません。

それから海外派遣の関係も、先ほど先生のちょっとお話が出ました海外技術協力事業団経由で海外通信協力会に話が持ち込まれる、それに対して公社から人員的な協力をするというケースが多々ございますので、公社自身の経費を出して調査団に加わるといふケースはほとんどないように私記憶いたしております。公社みずからの必要性に基づくものは、これは別でございます。国際会議その他のに出ますのは別でございます。いま御指摘の調査団といったようなケースには、ほとんどが海外技術協力事業団経由の国の経費で支弁されているものが大部分だと思ひます。

○鈴木強君 これは大臣にちよつと御所見を承つておきたいのですが、実は海外通信協力という問題は、当初なかなか窓口がなくて、政府が海外にすぐれた日本の通信技術、あるいは日本の通信製品ですね、こういったものをどういふふうに輸出をするかということでは当然考えるわけでは

わね、特に製品なんかにつきましては。ところが、なかなかそれを本気になってやるところがなかったもので、海外電気通信協力会というのが、これはたしか財団法人なんかにありましたね。たいへん苦労されておつた。その後この委員会でも、これは国が直接やるべきじゃないかという意見もあらまして、この海外技術協力事業団というものができました。それが一応窓口になっているわけなんです。ところが、これはやっぱり事業団が全部やれないわけですから、そのつど各省に協力を要請して、できる限りの協力をしていく。公社法第三條というのがある、ここに書いてありますように、「公社は、公衆電気通信業務及びこれに附帯する業務その他第一條に規定する目的を達成するために必要な業務を行なう」といふ、これとの関係で外国に対する協力もできるという解釈を一応とつていられるわけですよ。法制局のほうにいろいろ確かめました。しかし、われわれは少なくとも国内的な電気業務をやるといふ立場に立っているもの、このいふところでもちよつと意見が対立したのですけれども、法制局はさういふ解釈をしておりますから、私もその解釈を一応、不満ですけれども、認めた上に立つて、これやっているとわけです。そこで、御承知のとおり、電電の拡充計画が進む中で、公社が協力するといふことは、これは並たいていではないと思ひますね。幸いコロンボ計画に基づいてやっておるのでありますから、政府のほうに経済的な面に対する負担は公社にあまりかけていないようですからいいのですけれども、しかし人員的な面における負担といふものは依然として続いているわけですね。これからどんどんとこういふことが拡大してまいりますから、多少この問題が出てくるように思ひますから、この点は、ひとつ公社のほうと、あるいは協力事業団のほうと、十分調整をして、電電公社の本来の国内の電話事業の拡充、電信事業の改善、こういった業務に支障がない配慮を要すると思ひます。そうかといふて、あまり窮屈になりません、海外的な協力ができないわけですから、この辺はこまめだ

といふことはできないにしても、そういう配慮をやはり考えておいていただかないといけないんじゃないかと思ひますので、せつかくの機会ですから、ちよつとその気持ちを聞いておきたかったのです。

○国務大臣(都祐一君) おつしやる点、非常にどうもつとだと思ひます。そういう配慮を十分いたしてまいらうと思ひます。

実は、国際協力の点は、私非常に日本自身のためにも、また世界がわが国の電気技術を理解してくれたいというところがいろいろな点で有利だと思ひますのは、昨年ITUに参りました、理事国の選挙の運動をいたしました際に、専門家が派遣されたとか、それから日本に行つて研修したとか、こういうことで非常に日本といふものを目で見たり、あるいは実際に指導されて評価をいたしておるといふようなことで、日本といふ国が理事国その他のいろいろ選挙のときにも、いつも有利であり、なるほどそのITUのことは一つの場所でありま

すけれども、そのような場所以外で国際協力ということがいかにいまの電気通信技術の上で大事かといふことをつくづく痛感いたしました。そのことは当時政府の部内にも私は伝えたのであります。しかし同時に、それは電電公社といつたとしても、おのずから限度があることではありますので、そのような意味合いで、ひとつ国際協力というものが今後日本も同時に外国の経済、文化を進め、ますために役に立つような両立のしかたができれば、一つ、一つの重点をここに置いて考えさせていただきます。

○鈴木強君 その考え方は、私も同感なんです。ただ公社事業ですから、電電公社は……。さつき申し上げたような国内事情があるわけですね。だから、たとえ六人でも、八人でも、これが恒常的になつてまいりますと、技術者ですから、そういう外国まで行つて指導しようという技術者は、やはり国内にも必要な人なんです。あなたが定員算定の場合に、多少でもそういうことが頭の中にあつて多少の配慮をすることは、これはわかるけ

れども、ただ国内的な業務の問題だけを算定をして人を出す、実際にはその人たちがそこへ行ってやらなければならないことになる、これはやっぱり国内の仕事に影響すると思いますけれども、これはこまかい話ですけれども、要員だけのことにやなくて、全体の業務においても私はそういうことが言えると思うのです。ですから、全体の配慮というものは公社がかわってやるわけですから、政府としてまた積極的にやっておかなければ、あなたの言う考え方というものはできないです。それは私もよくわかります。またやらなければならぬことだと思いますが、やり方の問題です。その辺を私は言っておるのですが、十分今後ひとつ——私の言ったこともわかると思いますが、配慮した施策の上に立って出してもらいたいということを言っておきたい。

○国務大臣(郡祐一君) はい承知いたしました。

○鈴木強君 それからもう一つ、副総裁に人事管理の問題でちょっとお尋ねしておきたいのですが、電電公社で大体一月から二月にかけて人事異動をしておられます。これは全国の各事業所を通じて、技術系、業務系に分けて、どのくらいの人が大体動くのでしょうか。おおよそでいいです。

○説明員(秋草篤二君) はい、大ざっぱですが、私どもで、一、二級の程度のものが八十人、三級職程度のものが七百七十人、四級五千三百人、五級三千三百人、おおよそこの程度の異動が、一カ月間にわたって、一次、二次、三次、四次という順序を踏んで行なわれます。これはことしの例でございます。

○鈴木強君 業務、技術系の割合はどの程度になつてゐるのですか、半々ぐらいですか。

○説明員(秋草篤二君) その分類は、ちょっとたゞいま手元にございませぬが、現在の管理職の分類が、私の見当では、各クラスによつては多少の相違がございしますが、全体としては四分六ぐらいで、技術者のほうが六割ぐらいに考へてよろしかろうと思ひます。

○鈴木強君 私ども考へますと、確かに、ある時期

に人を動かすということはわかりますけれども、たとえば、早い人なんか一年とか、あるいは二年、長くとも三年、四年ぐらい、四年程度しかないのじゃないかと思ふのです。大体かわつてきています。だから、そのことが、せっかくある地域の責任者になつて行つた方が、地元になじみ、いろいろな様子がわかつてきて、いまからやろうというときにかわつてしまふと、やはり業務の執行上たいへんロスがあつて、まずいんじゃないかというふうな気がするのですけれども、どういふわけです。大量の異動を毎年毎年やらなければならぬのでしょうか。

○説明員(米沢滋君) 定期異動の問題につきましては、公社といたしまして、正確な定年制じゃございませぬけれども、指定管理職につきましては、慣習として定年制のようなものをしておりまして、ある年齢になりましたと指定管理職の場合には公社をやめるといふ、そういう習慣が三十年近くできておる次第でございます。また、それによつて、全体の刷新が図られておるわけですが、最近の傾向といたしましては、確かに一時は、先生の御指摘のように、きわめてひんぱんに異動があつた時代がございしますが、最近には特に、現場の場合には二年以内は絶対に動かさないということを立てまして、できれば三年間動かさないというようにしたいのでありますが、現実には二年は絶対動かさないということをやつておりまして、われわれといたしまして、なるべく一つのポストに長く仕事をしてもらうという原則を考へております。

ただ、特別に業界と関係のあるような、資材の購入等に当たるようなポストとか、そういうものは、むしろあまり長く置きますと弊害が起りますから、積極的にかえらうというふうな方針をとつております。

○鈴木強君 それで、理由がまだよく私にはその程度ではわからないのですが、やはり一つには、指定管理職の方々の自然退職、これに伴う異動と

いうのは、これはよくわかりました。しかし、それの異動によつて、さつきお聞きしたような相当数の人々が動かなくなつてもいいんじゃないかという気がするわけですね。ですから、問題は、人事管理上、現在のたとへば職階的な俸給表というのですか、職務給的な俸給表といふか、そういうものによつて、あるポストに行きませんと給与がのほつていかないということもあるでしょう。最近、技術革新もひどいし、合理化が進められておりますから、かなり組織が変わつてきています。それもわかるのです。だがしかし、私はもう少しその点については、人事管理上何か一考を要する点があるんじゃないだろうか。たとえば、せっかくなれた人が、これからというときに——しかし昇進もしたいでしょう、またしてやらなければならぬでしょうけれども、ところがそれが、ポストによつて給料があつていくわけですから、どうしてもポストをかえなければならぬというところになりまして、動かさざるを得ない。だから、むしろそういう点については、同じ場所におりまして給料は上がつていくというふうな、そういう、本人の実力によつては給料が上がつていくのだというふうな、そういうふうなものもあわせて考へてみたら、もう少しロスがなくなるのじゃないかというふうな気がするのです。まあロスという用語はよくないかもしれませんが、なれた人がそこで仕事を効果的に能率を発揮することができるとは、全然考慮の余地がないのでしょうか。もう少し人事管理上考へる余地はないでしょうか。

○説明員(米沢滋君) ただいまの御指摘のような問題もあると思ひます。たとえば専門職というふうなもの、専門職的なものを設けて、そのポストにおつて、そのポストのままで昇給ができるようにするとかというふうなことも必要ではないかと思ひます。それからまた、あまり窮屈に、たとえば格づけというものを狭くやりまして、それこそ昇給ということをどうしてもひんぱんにやらなければならぬというふうになり、ポストをかえなければならぬというふうになると思ひます。ただいまの先生の御意見につきましては、いまは少し長期的な目で見て、そういう人事管理のことを研究してゐるところであります。いまのようなことも、確かに考慮しなければならぬ要素の一つではないかと思ひます。

○鈴木強君 それからもう一つ、人事の移動について一番問題になるのは、学歴偏重とか、学歴偏重とか、いろいろあると思ひます。しかし、私は、その人がかりに小学校、昔の旧制小学校を出ておろうが、中学校を出ておろうが、あるいは高専を出ておろうが、大学を出ておろうが、やはり実力のある人は伸ばしてやる、そういうふうな考え方があるんじゃないか、こう思ふのです。そういう点は、総裁、副総裁以下、相当考へてゐるようだけれども、なおかつ具体的な問題として、人事移動があるとしてゐるわけですね。これは、昔のようにならぬ程度が非常に少なくなつた場合ですと、ある程度みなそれぞれ似通つたようなポストにつけ、昇進していきけると思ひますが、いまだに大学卒業者といつてもかなり多くなつてゐますから、全部が全部本社の局長になるということもむずかしいかと思ふのです。そういう点からいって、大学を卒業した中でも、やはり実力のある人は先に上がつていくのだ、力のない者は高校卒業者と同じところにいるという姿が出てくると思ひます。官吏練習所を卒業した諸君についても同じだと思ひます。出たからというので、何もかも同じように扱ふというふうな話で、やはり実力のある者は伸ばしてやる。そうして全体的に見て、本社、通信局、通信部、現場段階と、こういう段階の中に、そういう学歴にこだわらずに、実力主義者がやはり管理職の立場に立つてりつぱに仕事をやつていくという姿があることをわれわれ期待するわけです。

現実には、旧高専出の諸君にしても、幸ひ総裁のかなり御努力で、たとえば局長クラスの一つポスト

トがとれた。これは、みなが勇気をもって、自信をつけてやっていくわけですから、ところが、そういうポストがまた消えてしまふ——練習所出の場合でも言えるかもしれない。だから、そういう点はひとつ、人事管理上基本方針として、あなたの言われているような適材適所主義ですね、そういうものをやはり具体的な面に生かしてもらわないといけないと思うし、また、できない理由があれば、これはやはりちゃんとして、それぞれの職員の不満というものをちゃんと整理してやらないと、人事異動するたびにいろいろの不満が各所に出てきて、人事異動が人事管理上、業務執行上マイナスになるような面があつてもいいかぬと思います。そこらに対する最高の配慮というものをやっていた方がいいと思います。

かなりいい面も出ておりますから、それは私は、いけない面ばかりで言っているの、あなた方がみなさいというふうにとられては困りますから、それは非常に新鮮な姿も出ておりますから、常に私も尊敬をしておりますけれども、もうちょっとその点を、ある一面で敵材適所、学歴偏重という点でなくて、いくような姿をとってもらいたい、こう思うものですから、たいへん失礼なことを申しましたけれども、基本方針について伺いたかったです。

○説明員(米沢滋君) 公社のような大きな事業体でありますので、われわれといたしまして従来から適材適所主義を徹底しようということ而努力してまいりました。私はもう、こういうことを自分で言うのはいかかと思ひますが、最近ここ二、三年来これが従来よりはだいぶ改善されているかと思ひますけれども、なお一そうその問題の徹底をはかりまして、全体の士気の高揚につとめたいと思ひます。

○鈴木強君 それからも一つ、御承知のとおり、公社には技術系、事務系の大きく分けて二つのラインがあると思ひます。この技術系、事務系がほんとうに一体になりませんかという成果をあげられないと思ひます。ですから、それぞれの立場

にある人たちが、もちろん一〇〇%自分の考えとおりにいかないと思ひますけれども、これから現実の扱い、局長の問題についても、あるいは通信部長の問題にいたしましても、いろいろと事務系、技術系の配慮というものをより慎重にやる必要があるのじゃないか。いづれに偏してもこれはいけませんから、やはりみんなが心を一つにして進むというには、もう最大公約数で割り切つていかなければならぬわけですから、そこらの点を十分配慮してもらいたいという私は気持ちを持っています。これは私に突つ込んで、だ話は私にしませんけれども、大ざっぱに言つて、そういう事務系と技術系の調和といふことが、そういうものを十分考へていただきたいという気持ちがあるのですけれども。

○説明員(米沢滋君) 公社事業は事務系、技術系を問わず一体になつてやるといふことが一番大事であると思ひます。いまのお話、私、事務系、技術系というものは融合をいたしまして、十分に人事関係におきましても適材適所を徹底し、またその間の配慮を十分にしていきたいと思ひます。

○鈴木強君 それからも一つは、私はこれは希望だけ申し上げますが、たとえば役員の問題について、たとえば理事の方はいま一名たしか穴になつていますが、この理事の選任についても、どうもちょっとこの理事になるような姿が見られるわけでは、こういう点は、いろいろ御都合もあるでしょうけれども、はたから見るとどうもよくない。そういう点は、やはりいろいろの御都合があると思ひますけれども、やはり理事という重要なポストであるわけですから、その選任についてはとかくの批判のないようにこれはひとつぜひやつてもらいたいと思ひます。要するに、いま理事になつたら、すぐに新聞に理事をやめたというふうな辞令が出ますよ、そういうものを見たときに、一体理事の任務は公社では何だというふうなやはり率直な意見を私は聞きますよ。それはだから、誤解であれば誤解であるように、これこれこういう理由によつて任命したのだとい

うことを明らかにしないといけないわけでしょう。そういうふうなことにについては、特に御注意をいただきたいと思ひます。

それから、次にお伺ひしておきたいのは、建設工事のことについてですが、総裁の事業概況の御報告をお聞きしますと、既定の予算に対して七五・八%の進捗率を示しておる。これはかつてない好調だと思ひます。しかしですね、私はどうかすると、工事の進捗率は非常にけつこうなんですけれども、工事工事という中で頭の中が一ぱいになつて、営業、運用、そういう問題についての配慮が欠けておりますと、問題が起きると思ひますね。

ですから、そういう全体としての、公社内部の並行した考え方というやつがついてないといけないと思ひますが、多少私は工事の問題に関連をしてお金全部門等がどうあるとからついていくようなかつこうがあるような気もするわけですから、ここら辺についてはどうでしょうか。

○説明員(米沢滋君) 毎年公社といたしましては運営方策というものを提出しております、その中で、建設もそのうちありますけれども、いわゆるサービスマン内といふか、営業、運用、保全と、こういう問題のその年内におけるやり方、方針というものを指示しております次第でございます。建設につきましては、予定の工事を完成しなければならぬのであります、同時にその建設の際に、質が完全である、すなわち完全なものをつくるというところに重点を置かなければならぬのであります。また、それから同時に、それが経済的な設計でない、非常にむだをします、経済的な設計、それから完全な工事といふことが、ただ量を消化するといふことのほかに必要だと思ひます。この完全な工事をしておきませんと、それが保守部門に移りますと、そこでまたいろいろ保守部隊が非常に苦勞するといふことになるのであります。ですから、だんだん建設工事の量がふえていくにあたりまして、完全な質のものを今後つくるということに一そう力を入れておきたいと思ひます。

それから、毎年、先ほど申し上げました運営方策でいろいろその年のサービスマン部門の持つていく姿というものを指示しておりますが、建設工事のほかにそういうサービスマン部門がきつめて重要であるといふことはもちろんでありますし、また電話の全体の数もふえておりますので、今後ともサービスマン部門の一そうの活動に重点を置いて、それを指揮指導してまいりたいと思つております。

○鈴木強君 十二月末で七五・八%でした、あなたの御説明によりまして。その後例の補正によつて、債務負担行為百億、それからあと三万個の電話の架設に要する資金百億、計約二百億認められたわけですが、これらの追加分を含めて、冬期でもあるし、たいへん工事も困難な点もあると思ひますが、あらゆる努力をしてみ、大体繰り越し工事というものはどの程度になる見通しか、ちよつと時期が早いと思ひますが、計画上どうなつておるのでございましょう。

○説明員(米沢滋君) 詳しい数字は所管局長から申し上げますが、いまの見通しをいたしまして、繰り越しはパーセンテージをいたしまして前年に比べて格段によくなつております。ですから、これは大体四割——五割の間ではないかと思ひます。従来大体七割くらいの繰り越しでございまして、パーセンテージとしては格段によくなつております。

○鈴木強君 ちよつともう少し、額も含めてどのくらいか……。

○説明員(北原安定君) お答え申し上げます。一月末の支出状況で申し上げますと、全体の支出総額三千六百五十七億円に對しまして約八〇%の支出を完了いたしております。そして、あと二月、三月の計画と進行を管理いたしておりますが、その結果から見ますと、百六十億から百七十億程度の繰り越し額に相なるものと考へております。

○鈴木強君 そこで、総裁の言われるような保全部門との関連にもなるのですが、要するにいい工事をやるということですね、これがやはり必要だと、そのとおりだと思ひます。そこで、現在電電

画の伸びというものも考えなければならぬ。そういうものを総合しまして、大体九十五億円程度の調整のワケというものを考えながら予算の編成をいたしておるような次第でございます。したがって、先生御指摘の最近の銅の変動につきましましては、大体私たちの当初考えた変動、いろいろのものを総合して吸収し得るものではなからうかというふうな考えでおる次第でございます。

○鈴木強君 その点はわかりましたが、やっぱり具体的に単金の問題で、さっきお述べになった下請企業に対する影響というものが出てくるわけですから、第二次下請というものが一四％ぐらいあるようです。そうすれば工事の——総裁の言われるような健全なものが、やっぱりなるわけですから、私はまあもう少しこの実態を知りたいと思うのです。とりあえずさきよりは、資料をお願いしておきますが、十七社、三十三社、二十九社、十社ですか、各ランク別の会社の資本構成とか、それから役員構成ですね。それから、いままで公社が契約をしたこと五、六年でけっこうですから、契約高ですね、こういったようなものをぜひ出していただきたく同時に、百三十六件、二百七十八社の実態調査をした下請の実態というものを、できるだけ資料にして出してもらいたい。その上で、私はもう少し質問をしたいと思えますから、そのようにお願いします。その点はよろしくございませう。

○説明員(米沢滋君) なるべく早く提出いたします。

○委員長(田中一君) 私から追加して。設計の外注をやっているようでございますが、四十年、三十九年度あたりでけっこうですから、外注された設計ですね、その実績をひとつ一緒に資料としてお出し願いたい。

○鈴木強君 それから、公社の建設工事というのは、本社で直接やる直営工事というのはほとんどないんでしょいか。ほとんどが請負になるのです

か。直営工事と請負のパーセンテージはどのようになりますか。

○説明員(北原定君) 私どものほうの仕事の性格をいまして、新しい技術を取り入れて、これは直接私どもがやらないとわからないようなもの、あるいは職員の資質を改善するために、どうしても直営でやりたいというような工事、こういった種類がございますが、一般的には直営でやるものは現用回線に非常に影響のある、直接影響のあるようなものを原則として直営にする。それから新しい電話局の建設とか、あるいはマイクローエープ、回線ケーブル形式というような基礎的なものは、これは請負に付するのが一般でございます。そういうような原則の上でやっております。この二つを比較することはなかなかむずかしい点もございませう。ということば、工事の質が違っておりますということ、それからこれを施工します技術能力におきましても比較がなかなかむずかしいというようにございませうが、この労務費ベースで比較してみますと、大体直営が三割、それから請負が七割ぐらいになっておるのでございませう。

○鈴木強君 私がいろいろ資料をお願いしたりしているのは、四十一年度建設計画もかなり膨張いたします。いろいろ苦勞されて業界の体質改善をやっておられますが、はたして政府が言うような上半期六〇％契約、それから四〇％支払いというようなことが現在の公社の実態の力の中で、これは業界を含めてやれるかどうかということを非常に心配するわけですよ。無理なことであればこれははやっぱりできないわけですからね。まあ政府は衆知を集めていろいろ一般的な公共事業に対する体制を確立されておられますが、いずれこれは、電電公社等も公共事業として政府はかなり不況克服のてこ入れを考えておられるようですから、そういったことが一べんにかかってくる、上半期にはたしてやれるものかどうか。最近の工事進捗が非常にけっこうですからやれるだろうと思えますけれども、しかし、それにしてもいろいろなウ

ークポイントがありますよ、私が調べて見ますと。ですから、そういう点を克服して、やはり資本力を充実してもらいながら充実してもらい、要員をふやすところならふやしてもらい、機械化や近代化をしてもらい、そういうことをやっぱり考えますよ。そういう意味においてやっていると私は思います。それから本社の工事の場合でも、できるだけ機械化といいますが、機械力を利用して建柱等についてはやってもらいたい。関電工や関西電力の工事は公社には何合しかないというところはみつともないです。そういうところにも金を出して、そうして一番つらい仕事をしている部門の機械化をやっていくことによって労力をカバーしていくとか、事故だつて、これはまた資料が出てから聞きますけれども、職員の事故あるいは業界の事故等が皆無とは言えないと思えます。この近くでもそのために死んだ人たちがかなりおりますから。ですから、そういう点を思うと、やっぱりそれらの配慮を十分しておきまさんとこれはいけないと思えますので、お願いしたいと思います。

それからもう一つ伺っておきたいのは、公社の収入状況ですがね、月別なことはいいですが、いま、プラス・マイナス、一番最近の調べによつて幾らぐらゐる予算から見ると収入が伸びていますか、へつこんでいますか。

○説明員(中山公平君) 一月末の決算があと二、三日で確定いたすわけでございますが、とりあえず若干の相違がございませうが、内定をつくつてまいりました。それによつて御報告いたしたいと思ひますが、それによりますと、予算の予定額が三千九百八十七億に對しまして、実績額は四千五百六十六億というところになっておまして、約十八億六千万円の増収ということになっておまして、この率は〇・五％でございます。しかし、収入の大宗を占めますところの電話収入におきましては、予定を十一億下回つておまして、この率は〇・三％、こういうことに相なつております。

○鈴木強君 総裁、私はこういう心配をするんですがね。最近、電話の収入が、これは住宅電話を引いたから下がってきたというようなことや、あるいはもうからない都市近郊とか、あるいは農村僻地ですね、こういう電話の架設について問題を聞きたいのですが、要するに、もうかる、増収対策を考えていただくことはけっこうですよ。大いに努力していただくことはけっこうなんでしょう。ために、要するに農村とか山村、あるいはもうからないという住宅電話ですね、こういったものが手心を加えられるということになると、これは私は重大問題だと思ふのです。やはり公共性と採算性というものは、たしか国鉄の場合でも同じこととして、それを考えないことは仕事はできませんけれども、だからといって、収入をふやすためにきゅうきゅうとして、そういった電話がなければならぬ地域の電話がへこんでいくということになるとたいへんですから、たとえば有施設者がせんだつても大会開いて、公社に對し、政府に對し、私どもに對して、盛んに単独法をつくつてどこへでも電話をつながしてくれと、こういう考え方を保持してきておるわけですね。まあ有線放送があい

うかつこうになつたことも、反省してみれば、できるだけ地域団体加入電話なり新しい農集なり、要望があつたら全部やつてやる、何万個なんという制限をせず、大いに需要に応じてやつたらいと思ふのです。そういうことがかりに応じられないことになつたとき、どうも公社はもうけることばかり考へて、そのために公共性を没却するんじゃないかという非難が出てくるおそれがあるわけですね。そういう点は十分配慮した上で、いまま少なり、トータルから見れば十八億ですか黒字になっておる、こういうことだと思ふのですが、その辺の施策に間違いないでしうか。

○説明員(米沢滋君) ただいま御指摘がございまして、たいわゆる公共性とそれから企業性といふことが、そういう問題については、その調和をはかつていくというこれは原則でございます。この電話の割り当てと言ひますかにつきましても、まあもうか

らないところは全然つけないという事はいけな
いことでありまして、われわれとして、その辺の
調整という事は十分考えていくわけでございます。
す。

なお、先ほど総務局長が申し上げましたが、予
算に對しましては十八億ぐらいの累計増収になる
わけでありまして、電話収入は、約十一億減収に
なる見込みでございます。雑収入とか専用収
入、そういうところではかきでございまして、電話
収入は、大体十一億ぐらいの減収になります。

○鈴木強君 要するに、抽象論でなくて、たとえ
ば四十年に地域団体加入電話なり、あるいは農
村集団自動電話、こういったものが申し込みが
あったとしますね、それに対して、全部年度が
かりに越えても満たしてやると、できるだけその年
度にやつてもらいたいだけけれども、それは全体
の計画からそうはいかぬでしょうけれども……
そういうことを聞いています。

○説明員(武田輝雄君) 先生の御質問のとおり、
われわれといたしましては、国会で附帯決議がご
ざいまして、農村漁村のほうに特に力を入れると
いうことで、三十九年度から新しく農村集団自動
電話という制度をつくっておるのでございます。
それでわれわれといたしましては、この申し込みに
對しましてはすべて応ずるという気がまだ進
んでおります。ただ工事のために、あるいは設計
等のために、平均半年は要するというようなこと
とがございまして、また、制度が始まったばかり
でございますので、若干六月より延びておりま
すけれども、心がまえとしては、そういうことで
進んでおります。現に農集は、現在までに約六万
ほど開通いたしております。

○鈴木強君 それは申し込みに對して、どうです
か。需要に對するどのくらい……
○説明員(武田輝雄君) そのほかに、いま申し込
んで受理中のもの、あるいは工事中のものも含め
ますと、未架設のものが約十一万ほどございま
す。

○鈴木強君 この十一万は、ひとつでございませ
んか。進んでいただけませんか。場所による
と、なかなか工事のほうに忙しくて、ほかの工事
が、農村集団自動電話のほうに手が回りかねる
ということがあるのですか。ですから、ある一面に
相当工事のウェイトをかけてやると、そつちが手
抜けになってしまつて、六月までにやつてくだ
さいと言つても、いやこれは十月でなければだめだ、
来年にならなければだめだと言われるのですが、
そういうことが現にありますので、できるだけこ
れは御要望に應じて——早く金を集めるわけだ
から、そういうふうにしてもらいたいのですが
ね。この点はさらに努力をしてみたい。

もう一つ、優先順位との関連でも聞きたいので
すが、その前に、例の追加を含めて百三万個の加
入電話の開通は、具体的に今日まで幾つ完成して
いるんですか。

○説明員(武田輝雄君) 十二月末現在の数字でご
ざいます。八十七万六千四百でございます。

○鈴木強君 これは年内に、さつき約百何十億で
したか、繰り越しになるかもわからぬというのが
あるのですが、これは基礎工程、サービス工程を
含めての金ですね。そうすると、加入電話のほう
は、三月三十一日までにちゃんとつく、こうい
うことでよろしいか。

○説明員(武田輝雄君) 加入電話のほうは全部開
通いたします。そのほかに若干農集で伸びる分が
ございまして、若干は予算をオーバーすること
になっております。

○鈴木強君 それから具体的に、公社のほうに
金が苦しいからやつていのかどうかわかりませ
んが、申し込みにあつて、どうぞつきますからお金
を払つてくださいますと、一月の終わりに金を払い込ませ
ておいて、実際は二月の終わりにか三月の終わりにな
らなければ現につかぬのですか。そういうところ
が具体的に。これはどういふわけですか。あ
る地点が線路設備がない、一人申し込んだ、あと
二人申し込んだ、何人かありますね、そういう人
たちに早く金を納めさせて、募集するわけじゃな
いでしょうか、集めて引こうというので、

金繰りが悪いからそういうふう先に金を払い込
ませるようになっているんですか。

○説明員(武田輝雄君) 加入電話の申し込みがあ
りまして、受理して工事をいたしますまでは、
大体二週間ぐらいの目途でやつていられるわけでご
ざいますけれども、しかし、地域によりまして、そ
れより早くなるところがあります。加入電話の
中で、大きくは自動式、分局式というのござ
いまして、一つの地域でござつと開通になること
があります。そういう場合には、工事をまとめて
やらなければなりませんので、あらかじめ受理を
確定する必要があるから、金を納めていた
だきましてから、そういう大量工事の場合には、
先生御指摘のように、かなり日がかかる場合が多
うございます。

○鈴木強君 しかし、これはよくそういう事情を
話してやつてもらいたいのです。そうしませんと
と、公社は何か早く金を取つてあつても引けないと
れると思つたら、一カ月何ぼたつても引けないと
いう苦情を聞くのですが、だから、おそらく何か
の都合だというのですが、やはりそういうときには、
加入者によく親切に話をやつておいてもら
いたいと思つて。そうしませんと、非常に不
信感を買うだけですから、そうお願いしたいと思
います。

もう一つは、優先基準のところでございまして、
これに對して多少の苦心を加えなければならぬ、
こういう考え方はないですか。

○説明員(武田輝雄君) 窓口の應對につきまして
は、われわれ、どうもすべてのものを満足できる
わけにはいかないわけでございますから、できる
だけ窓口の應對をよくいたしたいと思つて、お客さまの
御理解を得ようになつたと思つて、お客さまの
先生の御注意、よくわれわれも思つておりま
すし、今後ともそういうふう努力したいと思
います。

それから、優先受理基準の苦心といふことでご
ざいます。現在の段階におきましては、先生の
先ほどおっしゃいました公共性という面も強調い

たしまして、できるだけ優先受理基準に忠実に、
各地方とも忠実に、地域的に均衡のとれるよう
にやつていくように心がけている次第でございま
す。

○鈴木強君 予定の時間が来たようですから、幸
いにして次回また何か時間がとれるようです。さ
ら、私はそれに譲りまして、きょうはこれで終り
たいと思つて。

○委員長(田中一君) 他に御発言もなければ、本
日はこの程度といたします。
次回の委員会は三月一日、火曜日午前十時を予
定とし、本日はこれにて散会いたします。
午後一時散会

昭和四十一年三月二日印刷

昭和四十一年三月三日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局